★株式の種類★

株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる2種類以上の株式を発行することができる（会社法第108条1項）。
種類株式を発行する場合、株主総会を開催し、定款変更の決議（特別決議）を経る必要があるが、
一部の種類株式の発行では、決議要件が異なる場合がある。（備考欄参照）。

株式の種類	株式の内容	
剰余金の配当に関しての種類株式	剰余金の配当について、他の種類の株式に優先したり、劣後したりすることを内容とする株式。 【利用例】会社の特定の事業部門や子会社の業績に株価を連動させて配当を行う株式、 いわゆるトラッキングストックの発行が可能になる。	
残余財産の分配に関しての種類株式	残余財産の分配について、他の種類の株式に優先したり、劣後したりすることを内容とする株式。	
議決権制限種類株式	株主総会においての全部または一部の事項について、議決権を行使できない株式。 公開会社においては、議決権制限株式が発行済株式の総数の2分の1を超えてはならない。 【利用例】当該株式を発行しても、当該株式を取得した者は議決権を制限されるため、 従来の支配関係に変動を与えず、資金調達をすることができる。	
譲渡制限種類株式	譲渡による株式の取得について会社の承認を要する株式。 一部の株式のみに譲渡制限を設ける場合、その会社は公開会社となる。	※1
取得請求権付種類株式	株主が会社に対し、その有する株式を買い取るよう請求できる内容の株式。 請求があったとき会社は定款の定めに従い、その取得の対価として、社債、新株予約権、 他の種類の株式、株式等以外の財産（金銭等）を交付する。	
取得条項付種類株式	会社の定める一定の事由が生じたときに、会社が株主の同意なく買い取ることができる 条項が設けられた株式。 取得の対価は、前項と同じ。 【利用例】従業員に当該株式を持たせておくが、退社した場合や死亡した場合には、 会社が強制的に従業員から当該株式を買い取る。	※2
全部取得条項付種類株式	会社が株主総会の特別決議により、その種類の株式全部を買い取ることが できる条項が設けられた株式。 取得の対価は、前項と同じ。 【利用例】倒産会社が発行済株式を全て当該株式に変更し、 取得した株式を無償で償還することによって100%減資を行う。	
拒否権付種類株式	株主総会等の決議事項のうち、当該決議の他、この種類の株式の種類株主を構成員とする 種類株主総会の決議があることを要件とする株式。 【利用例】いわゆる黄金株と言われ、経営者が当該株式を保有することで、経営の安定、 敵対的買収に対する防衛が図れる。	
選解任種類株式	特定の種類の株式をもつ株主が取締役または監査役の選任をすることを認める株式。 委員会設置会社及び公開会社は、このような内容の株式を発行できない。	

備　考	
※1	発行する全部の株式に譲渡制限を付す場合、株主総会において議決権を行使することができる株主の 半数以上であって、当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもってする特殊決議が必要 （会社法第309条3項1号）。
※2	発行する全部の株式を取得条項付株式にする場合、株主全員の同意が必要（会社法第110条）。

宮田総合法務事務所
〒180-0004　東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目18番3号
サニーシティ吉祥寺802号
TEL：0422-23-7808　FAX：0422-23-7809
E-mail ： miyata@legalservice.jp

Copyright (C) Miyata Total Legal Service. All Rights Reserved.